

論壇

士業法人の出資評価に関する一考察



長塚寿夫【芝】

はじめに

士業法人において、社員が退社した場合の出資持分をいかに評価すべきであるか。以下において、評価にかかわる法的関係をまと

1. 税理士法人の法的性格

税理士法人は税理士法に根拠をおく（法48の2）が、会社法の合名会社規定を多く準用している（法48の21）。合名会社は会社法上、持分会社として規定さ

2. 税理士法人出資評価の必要性

税理士法で準用している会社法611条において、退社した社員の払戻請求権を認めている。税理士法では法48の17で法定退社事由を定めており、次のとおりである。

- (イ) 総社員の同意
(ロ) 除名
上記イには、社員の死亡

3. 退社時の出資の取扱い

退社に伴う出資持分払戻額は、税理士法人の財産の状況に従うこと（会社法611②）とされており、また、社員の持分は、その出資種類を問わず、金銭での払戻しを可能としている（会社法611③）

4. 出資払戻の問題点

上記で検討したように、税法上における出資持分払戻請求権の評価方法は、類似業種比準方式との併用や配当還元方式を認めていない。要求される純資産評価方式による評価は時価評価ではないが、資産に含み益が生じている場合や過年度の内留保が貯まり多額となる場合には、退社員の出資持分評価額が多額となることも想定され、この社員の退社に伴い評価された出資持分相当額が金銭により払い戻された場合、税理士法人の事業の存続が困難となる事態が生じ得ると考えられる。

5. 税理士法人定款への補償条項適用可能性

このような事態の発生を未然に防止するためには、出資持分払戻補償額を予め定款に別段の定めを規定しておくことが望ましいと考えられる。

おわりに

税理士法人が存続するために補償条項が許容されるべく議論を待ちたいと思うと同時に、補償条項を担保するための税務上の制度化も検討されるべきと考え

の概念で考察する妥当性が認められるのではないかと考える。そうすると、定款において社員退社時の出資持分払戻に関する補償条項の設定は、「持分の客観的交換価値のうち、時価マイナス補償額に相当する部分が退社員から会社へ、ひいては残存社員へ移転すること、事業の存続という見地から、法律上許容される」という判断に基づき、可能であると考え

の法上の問題である。税理士法及び会社法上、補償条項が認められるとしても、その補償額が税務上の評価額に満たない場合、その差額については、退社員から残存社員へのみなし贈与として課税対象になるものと思われる。したがって、この課税問題への対処方法に対する社員間の合意形成が、現実的な補償条項設定の前提条件になるのではないだろうか。

【参考文献】
(ア) 日本税理士会連合会「税理士法人の手引」平成24年5月
(イ) 日本税理士会連合会制度部「税理士法人に関するQ&A」平成23年6月
(ウ) 日本税理士会連合会編「新税理士法 一訂版」税務経理協会 平成19年3月10日
(エ) 大野正道「中小会社法の研究」信山社 平成9年10月20日
(オ) 大野正道「非公開会社と準組合理法 総論・各論」第一法規 平成24年12月25日
(カ) 笹沢宏保「平成25年2月改訂 具体的事例による財産評価の実務II」清文社 2013年3月15日
※1 大野正道(文末参考文献)
(エ)、P.27
※2 税理士法では「脱退」とい